

空き家バンク制度

空き家の所有者と、空き家の利用希望者との
橋渡しをする制度ができました！

空き家をお持ちの方

物件を空き家バンクに登録し、利用希望者を募ることができます。



空き家をお探しの方

登録した物件の所有者と、売買や賃貸について交渉できます。



登録等の手続きについては、裏面をご覧ください。

【お問合せ先】下関市建設部住宅政策課 住宅政策係 (TEL) 083-231-1941

空き家バンクの流れ



物件所有者(空き家をお持ちの方)

1 物件の登録

物件の登録は、申請書の提出にて受け付けます。

物件登録の必要書類	備考
① 物件登録申込書(様式第1号)	記入した連絡先は、利用希望者に開示されます。
② 空家等の位置図	手書のものも使用できます。
③ 空家等の写真	空き家の外観が分かるもの。 普通紙に印刷したもので可
④ 固定資産(土地・家屋)課税台帳兼名寄帳 または 全部事項証明書 の写し	空き家の所有者が分かるもの。取得方法は、資産税課(083-231-1473)にご相談ください。
⑤ 本人確認書類	個人番号カード又は運転免許証等の写し

2 利用希望者との交渉

登録した電話番号に、利用希望者から直接、電話が掛かります。
利用希望の連絡がありましたら、売買等に向け話し合いをお願いします。



利用者(空き家をお探しの方)

1 物件の閲覧

住宅政策課窓口とホームページにて、登録物件の情報を閲覧できます。

2 物件の確認と所有者との交渉

物件の詳細や内覧については、所有者へ直接お尋ねください。
所有者の連絡先は、利用者登録をしていただいた後、お伝えします。
利用者登録は、登録書の提出にて受け付けます。

利用者登録の必要書類	備考
① 利用者登録申込書(様式第6号)	記入した連絡先は、交渉を希望する物件の所有者へ開示されます。
② 本人確認書類	個人番号カード又は運転免許証等の写し
③ 返信用封筒(切手を貼付したもの)	登録通知書送付用



注意事項



- ① 物件の管理は、物件の所有者が責任を持って行ってください。
- ② 交渉や契約は、当事者間で行うものとし、市はこれに関与しません。
- ③ トラブル防止のため、契約にあたっては宅地建物取引業者へ仲介を依頼することを推奨します。
- ④ 農地の売買、賃貸、贈与には農業委員会の許可が必要です。
- ⑤ 不動産業者が自己所有する物件の登録はお断りします。